

財産目録テンプレート

預貯金・不動産・有価証券・保険・その他の財産・負債を1冊に（記入例つき）

登録不要・無料・2026年版

財産目録は、ある人の財産と負債を一覧にした表です。相続人が亡くなった方の財産を把握するとき、ご本人が生前整理として自分の財産を整理するときのどちらにも使えます。わからない欄は空けたままで構いません。金額は「わかる範囲の目安」で書き、番号類は書かずに「何が・どこにあるか」を残してください。

誰の財産か（お名前）	
基準日（相続なら亡くなった日）	
作成した人	
作成日・見直した日	

書き方の手順

- 基準日を決める。**相続のときは亡くなった日、生前整理のときは書き始めた日を基準日にします。
- 手がかりを集める。**通帳・証書、金融機関や保険会社からの郵便物、固定資産税の納税通知書、スマホのアプリやメールが主な手がかりです。
- 1行に1つずつ書く。**口座・土地・保険は1件ずつ行を分けます。わからない欄は「不明」「確認中」と書いておくと後で探せます。
- 負債も必ず書く。**借入れ・ローン・未払い・保証人になっている契約は、相続放棄を考えるとときの判断材料です。
- 最後のページで合計する。**各ページの小計を書き写し、プラスの財産と負債を比べます。

財産を見つける手がかり

- | | |
|--|---|
| ☐ 通帳・定期預金の証書 | ☐ 保険証券・保険会社からの案内 |
| ☐ 金融機関・証券会社からの郵便物 | ☐ 配当金・株主総会の通知 |
| ☐ 固定資産税の納税通知書（課税明細） | ☐ スマホのアプリ・メール（ネット銀行・電子マネー） |
| ☐ 権利証・登記識別情報通知 | ☐ ローン・カードの利用明細、督促の郵便物 |

書かないもの：暗証番号・パスワード・口座番号・証券番号・カード番号・マイナンバーは書きません。手続きのときは通帳・証書・カードの現物で確認します。暗号資産の秘密鍵やリカバリーフレーズも書きません。紛失や流出で悪用される危険があります。

家庭裁判所に出す場合：遺産分割調停や成年後見の申立てで財産目録を出すときは、裁判所のウェブサイトで公開されている書式（遺産目録・財産目録）を使ってください。このテンプレートは公的な書式の代わりにはなりませんが、書き写す前の下書きとして使えます。

定期預金は普通預金と別の行に分けます。残高は通帳の最後の記帳、または残高証明書の金額を書きます。

会社機関 十位	種類	名称	残高の目次	確認口	滞帳 訂書の保管根拠 / ソース
---------	----	----	-------	-----	------------------

[illegible]

銘柄ごとに1行ずつ。証券会社の取引報告書・残高報告書、配当金の通知が手がかかります。

任職	評定会社 会社機関	役職名 一 二 三	数回	経理部 課長	初任給 月給 100,000円
----	-----------	-----------	----	--------	-----------------

[illegible]

固定資産税の納税通知書（課税明細）に、市区町村内の土地・家屋と固定資産税評価額が載っています。地番・家屋番号は登記事項証明書で確認します。ほかの市区町村の不動産は、法務局で請求できる「所有不動産記録証明書」も手がかかりになります（法務省）。

[illegible]

保険金は請求しないと支払われません。契約があること自体を残しておくことに意味があります。

[illegible]

[illegible]

家族が存在に気づけるよう、アプリが入っている端末・届いているメールなどの手がかりだけを書きます。ネット銀行は「1 預貯金」、ネット証券は「2 有価証券」へ。

[illegible]

相続では借金などのマイナスの財産も引き継ぎます。相続放棄・限定承認の申述は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所へ行きます（裁判所「相続の放棄の申述」）。負債がわからないときほど、早めに一覧にしてください。

[illegible]

借りた本人が返済を続けていれば支払いが生じないこともあるため、合計では負債と分けて参考として書きます。

保証した相手	借入先	保証の種類	保証の金額の目安	契約書の保管場所／メモ
		参考	円	

7 合計（わかる範囲の目安）

各ページの小計を書き写します。金額はすべて目安で、相続税の評価額ではありません。

1 預貯金	円
2 有価証券・投資	円
3 不動産	円
4 保険	円
5 その他の財産（デジタル資産を含む）	円
① プラスの財産の合計	円
② 負債の合計（保証債務は含めない）	円
③ 差引（①－②）	円
参考：保証債務	円

この合計の読み方

- ③がマイナス、または負債の全体がまだわからないときは、相続放棄・限定承認を検討する材料になります。3か月以内に判断できないときは、期間の伸長を家庭裁判所に申し立てる制度があります（裁判所）。
- 相続税がかかるかどうかは、この合計ではなく、国税庁の評価方法で出した遺産の額と基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数：国税庁 No.4102）を比べて判断します。個別の判断は税理士、または国税庁「相続税の申告要否判定コーナー」へ。
- 土地の相続税評価は路線価方式・倍率方式、家屋は固定資産税評価額を基に行うと国税庁は説明しています（No.4602）。計算は税理士に相談してください。

出典（公的機関）

- 裁判所：遺産分割調停の申立書（土地・建物・現金預貯金株式等の遺産目録の書式） https://www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki_kazityoutei/syosiki_01_34/index.html
- 裁判所：後見開始の申立書（財産目録・相続財産目録の書式と記載例） https://www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki_kazisinpan/syosiki_01_01/index.html
- 裁判所：相続の放棄の申述 https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_13/index.html
- 国税庁 No.4102 相続税がかかる場合 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4102.htm>
- 国税庁 No.4105 相続税がかかる財産 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4105.htm>
- 国税庁 No.4126 相続財産から控除できる債務 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4126.htm>
- 国税庁 No.4602 土地家屋の評価 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4602.htm>
- 法務省：所有不動産記録証明制度について https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00740.html

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/souzoku/zaisan-mokuroku

本テンプレートは財産を把握・共有するための一覧表で、家庭裁判所や税務署に提出する公的な書式ではありません。家庭裁判所の手続き（遺産分割調停・成年後見など）で財産目録を出す場合は、裁判所が公開している書式を使ってください。金額は「わかる範囲の目安」で、相続税の評価額とは異なります。相続税の申告・評価、遺産分割の個別のご相談は、税理士・弁護士・司法書士など各分野の専門家へお願いします。

記入例の人名・金融機関名・金額はすべて架空です。個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。© 生前整理支援センター ふれあいの丘